

令和8年度徳島県版食育推進大会開催業務委託に係る公募型プロポーザル募集要項

1 趣旨

この募集要項は、令和8年度徳島県版食育推進大会開催業務委託者を選定するために実施する公募型プロポーザルに関し、必要な事項を定めるもの。

2 募集の内容

- (1) 業務名
令和8年度徳島県版食育推進大会開催業務
- (2) 業務内容
令和8年度徳島県版食育推進大会開催業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 委託期間
契約締結日から令和9年1月29日まで
- (4) 見積限度額
30,000千円（消費税及び地方消費税を含む）以内
内訳 大会開催業務費用（24,400千円）
関連イベント実施費用（4,400千円）
食育動画コンテスト実施費用（1,200千円）

3 スケジュール

令和8年5月1日（金）	募集開始
令和8年5月13日（水）正午必着	質問書提出期限
令和8年5月20日（水）正午必着	参加申込期限
令和8年6月3日（水）正午必着	企画提案書等提出期限
令和8年6月上旬	審査委員会
令和8年6月上旬以降	審査結果通知、契約、業務開始

4 委託対象経費等

- (1) 対象となる経費
ア 事業実施に必要な経費として、人件費、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料
イ その他事業を実施するために必要と認められる経費
ウ 対象経費は、他の経費と区分して整理すること
- (2) 対象とならない経費
ア 機械・機器等の購入経費
イ 土地・建物を取得するための経費
ウ 国や地方公共団体等の補助金、委託費等によりすでに支弁されている経費
エ その他、事業との関連が認められない経費

5 参加資格

応募者は、事業を効果的、効率的に実施することができる者（複数法人等による場合は、連合体（以下、「コンソーシアム」という。）を含む。）とし、次に掲げる全ての要件を満たす者（コンソーシアムの場合はその構成員）とする。なお、必要に応じて資格確認のため、徳島県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱及び徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）もしくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。
- (4) 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人でないこと。
 - ア 成年被後見人又は被保佐人
 - イ 破産者で復権を得ない者

ウ 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

エ 暴力団の構成員等

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可の決定又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。
- (6) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項に違反するとして公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。
- (7) 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守している者であること。
- (8) 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等適当でない認められる者でないこと。
- (9) 事業所の本社及び営業所等の所在地の都道府県税に未納がないこと。

6 企画提案の参加・応募方法

(1) 提出書類、部数、及び提出期限

仕様書を踏まえて、次の書類等を作成し、提出すること。また、書類の大きさはA4版とする。

内 容	部数	提出期限
ア 参加申込書（様式第1号）	正本1部	令和8年5月20日（水）正午必着
イ 添付書類（コンソーシアムの場合、構成員全て） (ア) 法人の場合は登記簿謄本（履歴事項全部証明書） ※発行日から3か月以内のもの、写し不可 (イ) 個人事業者の場合は個人事業開始届の写し (ウ) 会社等の概要が分かる書類（パンフレット等） (エ) 直近2期分の決算書又はこれに類する書類 (オ) 事業所の本社及び営業所等の所在地の都道府県税の全てに未納がない旨の証明書 (カ) コンソーシアムの場合、 コンソーシアム協定書（様式第2号）の写し及び コンソーシアム委任状（様式第3号）		
ウ 企画提案書（様式第4号）	正本1部 副本10部	令和8年6月3日（水）正午必着
エ 類似業務実績調書（様式第5号） （コンソーシアムの場合、構成員全て） ※業務実績（令和元年以降に受託した類似委託業務（国、地方公共団体、民間企業問わず）を実施した実績に関し、本業務へ活用できる関連性を記載してください。特に無い場合は、その旨記載し提出してください。		
オ 業務に係る経費の見積書（様式第6号）		

(2) 提出方法

持参（土日祝日を除く午前8時30分から午後5時まで）又は送付（ファクシミリ及び電子メールによる提出は受け付けない。）によること。ただし、送付による場合は書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信

書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）によること。

(3) 提出先及び問い合わせ先

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地
徳島県農林水産部生産流通課 園芸担当
電話番号 088-621-2407
ファクシミリ 088-621-2856
E-mail: seisanryuutsuuka@pref.tokushima.lg.jp

7 応募に際しての留意事項

(1) 次のいずれかに該当する場合には、失格又は無効とする。

- ア 参加資格、提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合
- イ 虚偽の内容が記載されている場合
- ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- エ 本要項及び仕様に適合しない場合
- オ その他不正な行為等があったと県が認めた場合

(2) その他

- ア 応募は1参加者につき1件とする。
- イ 書類の作成はA4縦版（片面印刷）横書きとし、フォントは11ポイント以上で作成すること。
なお、表・写真等を用いた補足資料を添付することができるが、できる限り簡潔なものとする。
- ウ 書類等の作成に用いる用語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- エ 企画提案書の作成、提出等応募及びプレゼンテーションに要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- オ 提出内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを提案した責任は、すべて提案者が負うものとする。
- カ 提出された企画提案書の差し替え及び再提出は、原則認めない。ただし、書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加資料の提出を求める場合がある。
- キ 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- ク 提出された企画提案書、その他の書類は、原則返却しない。
- ケ 原則として、本業務の全部又は一部を第三者に委任し又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認められる場合、事前に県の承諾を得た上で、業務の一部を委託することができる。
- コ 提案が選定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として選定した者であるが、契約手続を完了するまでは県と当法人等との契約関係を生じるものではない。
- サ 業務の実施に当たっては、関係各所と十分協議しながら事業を進めるものとする。
- シ 契約履行過程で生じた成果物、制作物の著作権は、徳島県に帰属する。
- ス 採用された企画提案書をもとに委託者と受託者が協議し、業務を行うものとする。
- セ 当要項及び仕様書にない項目で疑義が生じた場合は、その都度協議するものとする。

8 質問の受付

(1) 質問の受付期限

令和8年5月13日（水）正午必着

(2) 質問書の提出方法

質問書（様式第7号）により行うものとし、電子メール又はファクシミリにより受け付ける。
なお、送信後に必ず電話で着信を確認すること。

(3) 質問の内容

原則として、当該委託事業に係る条件や提案書提出手続きに関する事項に限るものとする。

(4) 質問に対する回答

徳島県のホームページ（<http://www.pref.tokushima.lg.jp/>）内、組織「農林水産部」の「生産流通課」ページ内に掲示し、個別には回答しない。

9 審査の方法

(1) 審査方法

徳島県が別に設置する審査委員会において、プレゼンテーションによる審査で最優秀提案者を選定する。ただし、応募者が多数の場合は企画提案書等の書面審査を実施し、その結果を基にプレゼンテ

ーション参加者を選定する。なお、提案者が1者であった場合は、選定委員会において適否を判断する。

※プレゼンテーション審査に参加する提案者には、別途通知する。

※プレゼンテーション審査を欠席の場合は、応募辞退とみなす。

※やむを得ない事情により、プレゼンテーション審査が実施できない場合には、別途通知する。

(2) 審査基準

審査委員は、次の観点に基づき審査する。

評価項目	審査内容	配点
プログラムの企画・運営	【共通】 <ul style="list-style-type: none"> ・事業目的・内容に対する理解、知識はあるか ・事業目的を達成しうる企画力はあるか (集客力、話題性、キャスティング能力等) ・県内外、国外からの参加者にとって魅力的で訴求力がある内容となっているか ・SNS等を活用した継続的な情報発信につながる内容となっているか ・参加者の日常的な食育の実践につながる内容となっているか 	25点
	【独創性、優位性】 <ul style="list-style-type: none"> ・テーマに沿った特色が組み込まれているか ・徳島ならではの特徴を盛り込んだ内容となっているか ・大会終了後、本県の食育の更なる発展に繋がる企画となっているか ・独自の発想に基づく提案内容が含まれ、子供や働く世代など幅広い年代が親しみやすく学べる内容となっているか ・関連イベントは、徳島駅前の施設を有効活用した効果的な企画となっているか ・食育動画コンテストは、多くの応募や魅力的な動画作成につながる企画となっているか 	20点
	【実現性】 <ul style="list-style-type: none"> ・提案内容は、実現可能で、具体性があるか ・提案内容は、事業費全体の規模からみて妥当か ・事業を円滑に遂行できるスケジュールの提案 	10点
戦略的な広報	<ul style="list-style-type: none"> ・あらゆる広報媒体を活用した効果的・効率的な広報戦略となっているか ・広くメディア等に取り上げられるような具体的な計画となっているか 	20点
運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を確実かつ円滑に遂行できる運営体制が確保されているか ・関係者、出展者用の駐車場が十分に確保されているか、又は確保のための工夫が十分なされているか ・来場者が安全かつ円滑に会場へアクセスし、退場するための具体的な交通手段(公共交通機関、駐車場等)の確保及び混雑緩和の対策が講じられているか ・事業実施に必要な実行力(実績やノウハウ等)があるか ・民間、地域、ボランティア等と連携した運営体制の整備 ・安全対策及び感染症対策が考慮されているか ・業務を遂行するために必要な専門的知識を有しているか。 	20点
価格点	価格点の算定式 $\text{満点(5点)} \times \text{提案価格のうち最低価格} / \text{自社の提案価格}$	5点
合計		100点

(3) 審査結果等

- ア 審査結果は全ての提出者に対し、文書により通知する。ただし、審査の経緯については公表しない。
- イ 審査結果に対する異議申し立ては受理しない。
- ウ 審査委員会において選定された委託候補者は、契約手続を完了するまで徳島県との契約関係を生じない。
- エ 提出書類への虚偽の記載が明らかになった場合、委託候補者に重大な瑕疵があった場合、事業執行の意思が認められない場合、又は事業執行能力がないと認められる場合は、審査結果を取り消すことがある。

10 契約の締結

- (1) 審査委員会が選定した最優秀提案者を契約予定者とし、当該業務に係る随意契約の相手方とする。
- (2) 契約内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、県と契約予定者が協議を行い決定する。
この協議の際に企画提案の内容を一部変更することがある。
- (3) 協議が整った場合に契約を締結することとし、契約条項については契約予定者と協議して定める。
- (4) 最優秀提案者との協議が整わなかった場合は、その選定を取り消すとともに、審査委員会において次点となったものを契約予定者とし、契約内容についての協議等を行った上で、契約を締結する。
- (5) 契約金額の支払いについては、精算払いとする。